

平成 28 年 8 月 18 日
企 画 部 財 政 課

平成 29 年度当初予算編成に関する基本方針等

- 1 平成 29 年度予算編成に関する基本方針（副区長依命通達） 1

- 2 平成 29 年度予算編成事務処理方針について（企画部長通知） 3
 - (1) 平成 29 年度予算編成事務処理方針について 3
 - (2) 平成 29 年度予算編成予定表 6
 - (3) 〔別紙 1〕平成 29 年度予算編成における経費区分について 7
 - (4) 〔別紙 2〕平成 29 年度一般財源各部等配分額 9
 - (5) 〔別紙 3〕平成 29 年度節別留意事項および見積り・積算基準について（省略）
 - (6) 〔別紙 4〕様式および提出書類 (省略)
 - (7) 〔別紙 5〕財務会計システム入力の留意点 (省略)

案

28 練企財第 174 号
平成 28 年 8 月 日

様

副 区 長
山 内 隆 夫
黒 田 叔 孝

平成 29 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）

前川区政発足以来、区は「みどりの風吹くまちビジョン」およびアクションプランを策定し、新たな政策を展開してきた。本年 10 月には、その政策を実現するための仕組みや態勢を区民の視点から見直す（仮称）区政改革計画を策定する。

平成 29 年度は、区政改革を本格化させるとともに、計画最終年度となるアクションプランの目標達成に全力を挙げて取り組まなければならない。

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気が緩やかな回復に向かうことが期待される。一方で、個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況が垣間見られる。また、アジア新興国等の海外景気の下振れや英国の EU 離脱問題などで世界経済の不透明感が増している。そのため、景気動向の先行きは引き続き予断を許さない。

区の平成 27 年度普通会計決算では、経常収支比率は 82.1% となり、前年度に比べ 4 ポイントの改善となった。しかしこれは、消費税率 8% への引き上げに伴う地方消費税交付金の大幅な増収によるところが大きく、一過性の事象に過ぎない。歳出においては、扶助費が 860 億円に達するなど過去最高額を更新した。今後も少子高齢化による社会保障関係経費の増加は不可避である。加えて区立施設の改修改築需要も先送りができない状況にある。

歳入においては、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率 10% への引き上げが延期されることから、地方消費税交付金のさらなる増収は、当面見込むことはできない。また、区の基幹的収入である特別区財政調整交付金は、法人住民税の一部国税化による減収を余儀なくされており、この不合理な見直しは、今後も拡大される見込みである。従って、区の財政運営はさらに厳しさ、難しさを増していく。

このような状況下で、少子高齢化の進展に伴い増大する医療・介護・子育て支援のニーズに加えて、都市計画道路の整備の遅れ・鉄道空白地域の存在など区特有の課題という、大きな二つの困難を克服していかななければならない。そのためには、区民サービスを支える財源に限りがあることを再認識のうえ、将来を見通した観点から施策の質や方向性を見直すとともに、創意工夫を凝らして強固な財政基盤を築いていく必要がある。

そこで、平成 29 年度予算編成にあたっては、

(1) アクションプランおよび（仮称）区政改革計画の推進を最優先とする。
最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、事業手法等を含め十分に検討を行うこと。

(2) 全ての事務事業について、これまでの仕組みや態勢、財政支出の判断をあらゆる角度から見直し、スクラップアンドビルドを徹底すること。各部署等の部長は、職員一人ひとりが事業コストや費用対効果を十分認識するよう指導すること。

とする。

については、下記事項に留意し、平成 29 年度予算の編成に取り組みたい。
この旨、命により通達する。

記

1 アクションプランの最終年度を迎えるにあたり、事業の進捗状況、財政的効果の検証を行うこと。その上で、次期アクションプランの策定を念頭に、社会状況等の変化に対応した予算とすること。

2 区政改革計画に位置付けられる事業については、所要額を精査して着実に実施すること。とりわけ区民参加と協働については、地域の多様な活動主体の力を活かし、積極的に推進すること。

3 歳入については、以下のような手法により確保に努めること。

(1) 区税および国民健康保険料などについては、引き続き収納対策の強化による収納率の向上と滞納額の縮減を図ること。

(2) 各種事業において受益者負担の適正化を図ること。

(3) 国庫支出金・都支出金の動向を注視し、遺漏なくその確保に努めるとともに、削減・廃止などが行われた際には、原則として事業の縮小・廃止を検討すること。

(4) 区有資産を活用した有料広告の拡充など、自主財源の拡充に取り組むこと。

4 限られた財源を効果的、効率的に活用するため、決算において多額の不用額が生じている事業や多額の減額補正を行っている事業の予算積算方法、執行方法の見直しに取り組むこと。また、必要性が低下した事業の縮小、廃止に不断に取り組むこと。

以上

各部（室・局）長 様

企画部長 佐々木 克己

平成 29 年度予算編成事務処理方針について

平成 29 年度予算編成にあたっては、平成 28 年 8 月 18 日付け「平成 29 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）」を踏まえ、下記の事項に留意して編成願います。

記

[1] 枠配分予算について

- 1 厳しい財政状況にあっても、区民サービスの向上と持続可能な財政運営の両立をしていかなければならない。それにはまず、実施主体である各部等が責任をもって自主的にあらゆる角度から施策、事務事業を見直し、限られた財源の中で創意工夫しながらメリハリをきかせた予算とする必要がある。このため、枠配分方式を実施し、各部等へ A B C 経費別の基礎数値の算出調査により決定した A 経費に係る一般財源を配分する。
- 2 枠配分額は、平成 29 年度財政フレームで見込まれる一般財源から、B C 経費の財源を留保した残りの額を原資とする。なお、平成 29 年度の枠配分額については、マイナスシーリングは行わない。各部等の配分額は別紙 2 のとおりである。
- 3 各部等は、枠配分方式の趣旨を踏まえ、前年度の決算分析や必要経費の精査を徹底し、減額あるいは増額すべき事業を見極め、部内各課の既存事業費にとらわれることなく部全体で柔軟に対応し、枠の範囲内において適切に予算を編成すること。

[2] 歳出について

- 1 全ての事業について、その意義、実績、費用対効果、実施体制等を精査点検し、事業の存廃を含めた根本的な見直しを行った上で真に必要な経費のみ見積もること。
- 2 前年度において執行率が低かった経費、減額補正を行った経費については、必ず積算の見直しを行い、経費の精査を行うこと。特に A 経費については、10,000 千円以上の不用額（減額補正額を含む）があった事業については、特段の理由がない限り減額し（原則として不用額等の 2 分の 1 以上）、その内容を編成報告書に記載して提出すること。また、流用を行った経費については、必ず理由を確認し、実情に即して修正を行う等、積算の適正化を図ること。
- 3 施設の改修改築経費については、公共施設等総合管理計画等の策定に向けた検討経過を踏まえたうえ、企画課・施設管理課等と十分に協議し、改修改築後の管理運営費を含めた長期的な費用対効果を検討した上で見積もること。
複合施設においては、経費やスケジュールについて関係各課間で調整を図った上で、いわゆる「大家」となる所管課が、責任を持って、全体的な経費の把握や進行管理を行うこと。
- 4 施設の管理運営費については、前例にとらわれることなく新たな視点をもって、事業の執行方法、管理運営方法および委託内容の規模・積算単価などの見直しを図り、工夫をこらして経費の削減に努めること。
なお、指定管理者制度適用施設の経費については、「指定管理者制度の適用に係る基本方針」およびその運用細目に基づき適切に見積もること。

- 5 補助金については、目的、必要性、支給対象、補助率、実績、効果、代替機能等の観点から縮小・廃止・統合も含めた抜本的な検証および補助金交付事務適正化のさらなる徹底を行うこと。予算見積りには、その結果を適切に反映すること。補助金的性質をもつ委託料や扶助費についても同様とする。
- 6 2か年以上にわたる支出負担行為を要する事業については、全体経費および執行計画を精査の上、債務負担行為を併せて見積もること。
- 7 情報システム関連経費については、「平成29年度(28年度審査)情報化企画書の提出について」(平成28年5月24日付け28練企情第274号)を踏まえ、適切に見積もること。なお、予算化にあたっては、事前に情報化企画審査の可決定を受けていることが前提となるので、注意すること。

[3] 歳入について

- 1 歳入予算の見積りにあたっては、年度内に見込みうる額を細大漏らさず算定するとともに、未収金の縮減や収納率の向上に最大限努めること。
- 2 国庫および都支出金等については、より一層積極的な活用を図り、財源の確保に努めること。また、制度の変更、整理統合、補助率の見直しの動向に留意して見積もること。さらに、国・都補助金の廃止・縮小が明らかな事業は、原則として事業の廃止・縮小を前提として検討し、一般財源の増につながらないように見直しを行うこと。
- 3 使用料および手数料については、実績を考慮し、漏れのないように見積もること。手数料について、国や都との関係において改定が予定されているものについては、改定後の金額に基づいて見積もること。
- 4 適切な受益者負担の導入や、印刷物の有償頒布の拡大、広告料、未利用地の暫定的なコインパーキング化等、新たな収入の確保について検討し、その歳入を見積もること。

[4] 留意事項

- 1 経費は、A経費、B経費およびC経費に区分して見積もること。経費の区分に疑義のある場合は、財政課と事前調整を行うこと。
- 2 職員人件費については、別途通知する「平成29年度予算編成に係る給与関係費の見積りについて」に基づいて見積もること。
- 3 原則として、C経費事業については、図面や地図など補足資料を見積書に添付すること。また、A経費、B経費についても新規事業または既定事業における新規項目についても同様に補足資料を添付すること。
- 4 編成にあたっては、別紙1～5の説明資料を参照すること。
なお、各種様式はグループウェア共有文書に掲載のものを利用すること。

別紙1	平成29年度予算編成における経費区分について
別紙2	平成29年度一般財源各部等配分額
別紙3	平成29年度節別留意事項および見積り・積算基準について
別紙4	様式および提出書類
別紙5	財務会計システム入力の留意点

[5] 提出期限および提出部数

- | | | | |
|---|-------------------------------|--|-----|
| 1 | A経費 | 平成28年10月11日(火) | |
| | (1) 予算査定書 | | 2部 |
| | (2) 平成29年度当初予算A経費編成報告書 | | 2部 |
| 2 | B経費、C経費 | 平成28年10月18日(火) | |
| | (1) 予算見積書 | | 3部 |
| | (2) 款別BC経費一覧(指定様式) | | 2部 |
| | (3) 調書等(指定様式・該当する書式を提出) | | |
| | ① アクションプラン個別調書(A経費関連事業を含む) | | 3部 |
| | ② 区政改革計画・事業調書(A経費関連事業を含む) | | 3部 |
| | ③ 平成29年度C経費個別調書 | | 2部 |
| | ④ 工事・設計委託予算見積調書(総括表) | | 2部 |
| | ⑤ 工事・設計委託予算見積調書(個別調書) | | 2部 |
| | ⑥ 債務負担行為関係資料 | | 2部 |
| | (4) その他補足資料(様式なし・調書等の補足として提出) | | 各2部 |
| | ※1 | 調書等は区長査定等に使用するため様式を指定する。予算要求にあたっては、指定様式での提出を必須とし、独自様式による資料は添付資料とすること。 | |
| | ※2 | B経費および特別会計に計上される予算のうち、事業的性格が強いものは、独自様式によらず、C経費個別調書を使用すること。疑義がある場合は、財政課と事前協議すること。 | |
| | ※3 | 上記のほか、平成29年度当初予算における重点施策等に位置付けられる事業については、別途、区長査定用プレゼンテーションシートの作成を依頼する。詳細は該当事業を所管する各部等へ個別に連絡する。 | |
| 3 | 職員人件費見積書
予算見積書 | 平成28年11月10日(木) | 2部 |

平成29年度当初予算編成予定表

年	月	日	編 成 内 容 等	
28	8	18	木 庁議・編成方針決定	
		19	金 各部等庶務担当課長会・係長会	
		23	火 予算事務説明会 <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>各部等において、見積書作成・ヒアリング・査定および調整など。 <u>※財務会計システムの要求／査定の切り替えは、 財政課へ連絡。</u></p> </div>	
	10	中旬	職員人件費見積り依頼	
	10	11	火 <u>A経費査定書 財政課提出期限【厳守】</u> <div style="border: 2px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 財政課によるA経費ヒアリング </div>	
	10	18	火 <u>B経費、C経費見積書 財政課提出期限【厳守】</u> <div style="border: 2px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 財政課によるB、C経費ヒアリング </div>	
	11	10	木 <u>職員人件費見積書提出期限【厳守】</u>	
	12	上旬～	副区長査定、政策経営会議（区長査定）	
	12	中旬～	予算内報、予算最終調整	
	12	下旬	予算案内部決定	
	29	1	下旬	庁議・予算案決定、予算案議会内示会、プレス発表
		2	中旬	平成29年第一回練馬区議会定例会
3		中旬	予算案議決	

平成 29 年度予算編成における経費区分について

A 経費（枠内経費）

B 経費、C 経費以外の経費

B 経費（枠外経費）

1 義務的経費

(1) 人件費

諸手当、共済費を含む。

○一般職、職員（再任用含む）

○特別職

- ・ 長等（区長、副区長、教育長、常勤の監査委員）
- ・ 議員
- ・ 行政委員会委員等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員（常勤除く））
- ・ 再雇用

(2) 公債費

元利償還金のほか、手数料を含む

(3) 扶助費

20 節（扶助費）のうち、国庫支出金または都支出金があるもの

2 固定的経費

各部の裁量では如何ともしがたく、節減、改善等の工夫の余地がない経費。債務負担行為、義務的分担金負担金

(1) 債務負担行為

債務負担行為として、予算措置済みの事業費

(2) 義務的分担金負担金

特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都職員共済組合・議員共済組合への分担金負担金など 1,000 万円以上の事業

3 隔年に支出せざるを得ない経費

選挙執行費、「わたしの便利帳」作成費など、一件 500 万円以上の事業

※新規で B 経費に計上する場合は事前に財政課と協議すること。

4 特別会計および繰出金

特別会計および特別会計へ繰出す繰出金。ただし、公共駐車場会計および公共駐車場会計繰出金を除く。

C経費（政策的・枠外経費）

1 政策的な経費

(1)重要な新規・レベルアップ事業

区民サービスの向上に資する重要な新規・充実事業の経費

(2)臨時的・政策的に対応する経費

議会からの要望等で、政策的判断を要する事業等の経費

2 一定規模以上の施設改修

1件 500万円以上の施設改修。公園改修、道路（交通安全施設）、自転車駐車場含む。

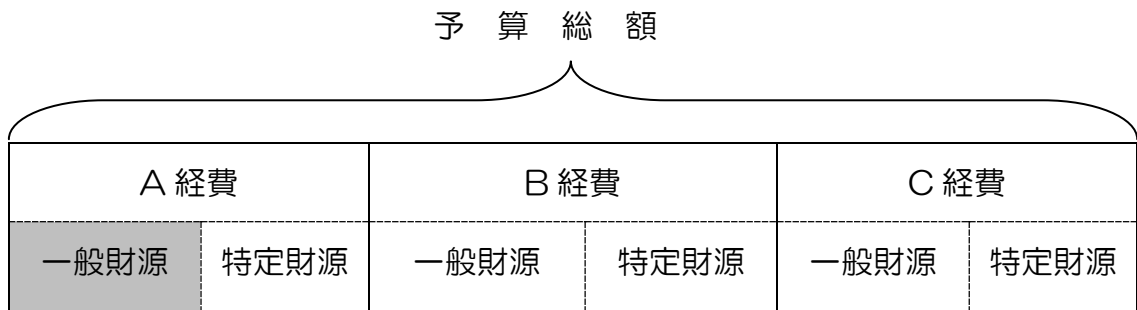
3 電算システム開発・改修経費

機器類の賃借料を含む1件 500万円以上の開発・改修経費

4 積立金

5 諸支出金

「参考」 経費区分イメージ



ここを各部等へ配分

平成29年度一般財源各部等配分額

(単位：千円)

No.	各部等	配分額 (A経費)
1	議会事務局	54,443
2	区長室	230,189
3	企画部	64,129
4	危機管理室	263,075
5	総務部	1,654,118
6	会計管理室	38,683
7	選挙管理委員会	5,789
8	監査事務局	3,904
9	区民部	371,116
10	産業経済部	297,991
11	地域文化部	2,320,454
12	福祉部	4,697,434
13	健康部	1,346,153
14	環境部	2,445,892
15	都市整備部	235,907
16	土木部	2,654,989
17	教育振興部	10,519,083
18	こども家庭部	6,729,830
	合計	33,933,179